平成２９年（フ）第９号
北海道小樽市緑３丁目13番１号　グリーンヒル103号室、前住所北海道小樽市長橋３丁目14番17号　プレステージ長橋203
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第５号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目９番46号
債務者　横田香奈子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
福島市渡利字山崎下１番地の４
債務者　渡邊　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
福島県西白河郡西郷村大字米字杶窪13番地４　ストークホームⅠ―202、前住所福島県白河市関辺谷中60番地５
債務者　五十嵐梨恵
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第４号
福島県石川郡石川町大字北山形字細田60番地
債務者　添田　真純
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
新潟市中央区万代４丁目２番24号　パークハイツ万代201号
債務者　藤田　知枝
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３５号
新潟市西蒲区巻甲840番地１　天理教千賀分教会
債務者　高嶋賀寿成
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４１号
金沢市末町４の123番地20
債務者　笠井　智子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６０号
石川県白山市成町301番地１　サンセット104号室
債務者　氷見　和秀
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
金沢市本多町１丁目２番12号　グランヴィレッジ本多町313号、従前の住所金沢市旭町３丁目17番22号
債務者　木村　正史
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
福井県勝山市野向町聖丸第30号10番地
債務者　久保　元邦
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
福井県鯖江市水落町２丁目27番３―３号
債務者　多田　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福井県小浜市和久里第20号17番地の３
債務者　松尾　宏行
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第９号
福井県小浜市遠敷１丁目502番地の１
債務者　橋詰美恵子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１１９０号
名古屋市南区鳴尾１丁目16番地　エトワール鳴尾101号
債務者　西森　紗代（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５４号
名古屋市天白区大根町326番地（おおね荘18棟505号）　（従前の住所）名古屋市天白区原１丁目201番地　リバークレスト302号、従前の住所前の住所名古屋市天白区池場５丁目413
債務者　宮下　忠道
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９８４号
名古屋市千種区京命１丁目２番26号　キョウメイタウンＡ―１号
債務者　外薗　良子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可